

オーストラリアのオンライン安全強化法改正 —性的画像の同意なしの共有に関する規制—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 原田 久義

目 次

はじめに

I 法改正の経緯と背景

- 1 2015年児童オンライン安全強化法制定及び2017年改正法
- 2 画像による虐待の全国調査
- 3 州及び特別地域における立法
- 4 性的画像の共有を規制する2018年改正法

II 法改正の概要

- 1 コミッショナーの任務
- 2 性的画像及び同意（consent）の定義
- 3 性的画像の共有に関する苦情及び異議取扱制度
- 4 民事罰制度の導入

おわりに

翻訳：2015年オンライン安全強化法（2018年8月31日改正）（抄）

キーワード：インターネット、リベンジポルノ、ネットいじめ、性的画像、プロバイダ

要 旨

2018年8月31日、被写体となった者との同意なしに性的画像をインターネット・サービスに投稿する行為又は投稿すると脅す行為を禁じる「2018年オンライン安全強化（性的画像の同意なしの共有）法」が成立した。同法は、「2015年オンライン安全強化法」を改正し、制度運用を所掌するネット安全コミッショナーの任務として、性的画像の同意なしの共有に対する苦情及び異議取扱制度の運営を新たに規定する。この改正によりネット安全コミッショナーは、インターネット・サービス・プロバイダ、エンドユーザ等に対し、性的画像の削除通告を行う権限を付与された。加えて、削除通告に従わない者等に対する民事罰制度が導入された。

本稿では、法改正の経緯、背景及び概要を紹介し、併せて改正条項を訳出する。

はじめに

オーストラリア連邦議会は、インターネット上の画像による虐待に広く対応するため、「2015年オンライン安全強化法」を改正する「2018年オンライン安全強化（性的画像の同意なしの共有）法」（2018年法律第96号）⁽¹⁾を2018年8月23日に可決した（2018年8月31日裁可、同年9月1日施行）。

同法の制定に先立って、制度運用を所掌する児童ネット安全コミッショナー庁（Office of the Children's eSafety Commissioner）は、画像による虐待に関する全国調査を実施した。その報告書の中で同庁は、以前の交際相手からの復讐目的のヌード又は性的画像の流布（いわゆる「リベンジポルノ（Revenge pornography）」）を、危害が深刻で、手段が多様性しており、加害者・被害者の範囲及び影響が広がっているとし、状況をよりの確に表現するため、「画像による虐待（Image-Based Abuse）」に置き換えるとしている⁽²⁾。この調査結果及び利害関係者からの意見聴取等を踏まえて制定された同法においても、リベンジポルノを含む、より広い範囲の画像による虐待に対する規定が新設された。

本稿では、法改正の経緯、背景及び概要を紹介し、併せて改正条項を訳出する。

I 法改正の経緯と背景

1 2015年児童オンライン安全強化法制定及び2017年改正法

オーストラリアでは2015年7月に、児童に対するネットいじめ対策として「2015年児童オンライン安全強化法」（2015年法律第24号）⁽³⁾が施行された。この法律により、児童ネット安

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年1月9日である。

(1) Enhancing Online Safety (Non-consensual Sharing of Intimate Images) Act 2018. Federal Register of Legislation website <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00096>>

(2) Office of the eSafety Commissioner, "Image-Based Abuse National Survey: Summary Report," October 2017, p.2. <<https://www.esafety.gov.au/-/media/15469f65e05e4d02b994010def7af3bb.pdf>>

全コミッショナー (Children's eSafety Commissioner) が新設され、その主な職務として、ネットいじめの書込みに対する苦情取扱制度の運営、児童のインターネットの安全な利用に関する教育プログラムの認証・評価制度の運用、児童のオンライン上の安全の推進及び他の関連機関との連携等が規定された。

その後、オンライン上でのいじめが職場等の大人の環境へも急速に広がっている事態を受け、2017年6月22日に成立した「2017年児童オンライン安全強化改正法」(2017年法律第51号)⁽⁴⁾により「2015年児童オンライン安全強化法」が改正され、保護の対象が児童から成人を含むオーストラリア人全般へ拡大された。併せて法律名も「2015年オンライン安全強化法」(以下「安全強化法」)に改められた。これにより、同法に基づく権限を行使し、任務を遂行するコミッショナーの名称も、児童ネット安全コミッショナーから「ネット安全コミッショナー (eSafety Commissioner)」(以下「コミッショナー」)に改められ、オンライン上での安全を確保するための権限強化が図られた。

2 画像による虐待の全国調査

2017年5月に児童ネット安全コミッショナー庁が、4,122人のオーストラリア人を対象にオンライン上で実施し、10月にネット安全コミッショナー庁として公表した全国調査報告書には、次の調査結果が挙げられている⁽⁵⁾。

- ・ 成人の10人に1人が、ヌード又は性的画像の同意なしの共有を経験している。
- ・ 18歳から45歳の女性の5人に1人が、ヌード又は性的画像の同意なしの共有を経験している。
- ・ 成人の5人に1人が、画像による虐待を目撃している。
- ・ 画像による虐待の被害者は、高いレベルの心理的苦痛を経験している。
- ・ 女性も男性も、同等に被害者である。
- ・ 画像による虐待の加害者は、大部分が男性であり、被害者と面識がある。
- ・ 男性及びヤング・アダルトは、自発的に、自分のヌード又は性的画像を共有する傾向にある。
- ・ 女性は、男性より、画像による虐待に起因する安全への脅威を強く感じる傾向にある。
- ・ 先住民族の4人に1人が、画像による虐待の被害者である。
- ・ レズビアン、ゲイ、又は両性愛者は、画像による虐待の被害者となるリスクが高い。

同調査では、ヌード又は性的画像の流布に使用されるインターネット・サービス、加害者と被害者の関係性、虐待による被害者の心身への影響、流布される画像又は動画の種類等が分析され、画像による虐待の多様性及び範囲の広がりが明らかになった。

(3) Enhancing Online Safety for Children Act 2015. Federal Register of Legislation website <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2015A00025>> 同法については井樋三枝子「オーストラリアのネットいじめ対策—児童ネット安全コミッショナーの設置—」『外国の立法』No.266, 2015.12, pp.140-149. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9578212_po_02660008.pdf?contentNo=1> を参照。

(4) Enhancing Online Safety for Children Amendment Act 2017. Federal Register of Legislation website <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00051>> 同改正法については原田久義「立法情報【オーストラリア】 ネットいじめ規制の対象範囲の拡大」『外国の立法』No.276-2, 2018.8, pp.18-19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11125373_po_02760209.pdf?contentNo=1> を参照。

(5) Office of the eSafety Commissioner, *op.cit.*(2), pp.2-6.

3 州及び特別地域における立法

近年、オーストラリアの州及び特別地域の多くで、ヌード又は性的画像の流布を犯罪とする法律が制定されていたが、連邦法には具体的な規定はなかったことから安全強化法による規制の動きが出てきた。州及び特別地域における法制定状況の概要は次表のとおりである。

表 州及び特別地域のヌード又は性的画像の流布に関する法律制定の概要

州	規定	画像の種類	罰則
連邦	1995年刑法典法 ^(注1) 第474.17条 嫌がらせ又は攻撃を目的とした通信サービスの使用	特定しない	最長3年の禁固刑
首都特別地域	1900年刑法 ^(注2) 第72C条 性的画像の同意なしの流布	ある者の性的画像 (a)次に掲げる(i)~(iv)のいずれかの種類の性的画像又は動画 (i)ある者の性器又は肛門部分 (ii)女性、女性と自認するトランスジェンダー又はインターセックスの者の乳房 (iii)私的行為に携わる者 (iv)性的な振る舞いをしていいる又は性的な状況にある者の描写 (b)(a)項に掲げる全ての物を見せるように改変された全ての画像	最長3年の禁固刑 16歳未満の者の画像の場合は最長5年の禁固刑
北部特別地域	なし(前政権が新法の起草を検討したが実現せず)		
ニューサウスウェールズ	1900年刑法 ^(注3) 第91Q条 同意なしの性的画像の流布	性的画像とは次の(a)又は(b)に掲げる物をいう (a)普通の判断力を有する人であれば、プライバシーが守られると合理的に予想しうる状況にある者の私的な器官又は私的な行為に携わる者の画像 (b)普通の判断力を有する人であれば、プライバシーが守られていると合理的に予想しうる状況にある者の私的な器官又は私的な行為を見せるように改変された画像	最長3年の禁固刑
クィーンズランド	なし		
南オーストラリア	1953年略式起訴犯罪法 ^(注4) 第26B-C条 侵害的な画像及び屈辱的な又は名誉を傷つけるフィルムの流布	次の(a)又は(b)に掲げる、公共的な場所以外にいる者を描写した侵害的な画像 (a)性的行為への従事 (b)次の(i)又は(ii)に掲げる脱衣の状態 (i)女性の裸の乳房が見える場合 (ii)性器又は肛門部分が見える全ての場合	最長2年の禁固刑 17歳未満の者の画像の場合は最長4年の禁固刑
タスマニア	なし		
ビクトリア	1966年略式起訴犯罪法 ^(注5) 第41DA条 性的画像の流布	画像が「受容可能な行動に関する地域社会の基準」に反する	最長2年の禁固刑
西オーストラリア	1997年禁止命令法 ^(注6) 第10G条及び第61条 被告の拘束	性的画像の流布、出版、流布の脅し又は出版の脅し	最長2年の禁固刑

(注1) Criminal Code Act 1995. Federal Register of Legislation website <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00386>>

(注2) Crimes Act 1900 A1900-40. ACT Legislation Register website <<https://www.legislation.act.gov.au/View/a/1900-40-current/PDF/1900-40.PDF>>

(注3) Crimes Act 1900 No 40. NSW Legislation website <<https://www.legislation.nsw.gov.au/#/view/act/1900/40>>

(注4) Summary Offences Act 1953. South Australian Legislation website <<https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/SUMMARY%20OFFENCES%20ACT%201953/CURRENT/1953.55.AUTH.PDF>>

(注5) Summary Offences Act 1966. Australian Legal Information Institute website <http://www.austlii.edu.au/au/legis/vic/consol_act/soa1966189.pdf>

(注6) Restraining Orders Act 1997. Western Australian Legislation website <https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/RedirectURL?OpenAgent&query=mrdoc_40701.pdf>

(出典) Terry Goldsworthy, “Revenge porn laws may not be capturing the right people,” *Conversation*, 29 September, 2017. <<https://theconversation.com/revenge-porn-laws-may-not-be-capturing-the-right-people-84061>> を基に筆者作成。

連邦政府は、安全強化法の改正を、オーストラリア政府間協議会（Council of Australian Governments）⁽⁶⁾の議題として、州及び特別地域との間で協議を重ねた結果、改正法は、連邦法（1995年刑法典法）と各州法及び特別地域法の間を補完する機能を果たすことを目的として制定されることとなった⁽⁷⁾。

4 性的画像の共有を規制する 2018 年改正法

連邦政府は 2017 年児童オンライン安全強化法改正法案の審議時に、いわゆるリベンジポルノとして言及されることの多い、被写体になった者との同意なしに性的画像を共有することによる虐待について、オーストラリア人のオンライン上での安全確保を支援するため、教育及び調査を実施するとしていた。さらに、利害関係者への意見聴取を行い、性的画像及び動画を掲載するウェブサイト及び加害者双方に対する民事罰制度の導入を検討するとしていた⁽⁸⁾。

連邦政府はその後、調査及び意見聴取の結果を踏まえ、2017 年 12 月 6 日に、安全強化法の規制対象にリベンジポルノ等の画像による虐待を加える改正法案を連邦議会上院に提出した。「2018 年オンライン安全強化（性的画像の同意なしの共有）法」は 2018 年 8 月 31 日に成立した（2018 年 9 月 1 日施行）。

II 法改正の概要

改正後の被改正法は全 10 章 108 か条から成る。主な改正内容として、第 3 条を改正し、コミッショナーの新たな任務を追加、第 9 条を改正し、性的画像及び性的画像の投稿への同意を定義、第 19 条を改正し、性的画像の苦情及び異議取扱制度（以下「苦情制度」）の運営を規定、第 44 条を改正し、同意なしの性的画像の投稿の禁止及び民事罰を規定する。

1 コミッショナーの任務

安全強化法の第 3 条を改正し、コミッショナーの任務として、性的画像の同意なしの共有に対する苦情制度の運営を加える。

安全強化法には、ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス及びエンドユーザーに対して出される、ネットいじめの書込みの削除通告が規定されていた。今回の改正では、性的画像の削除通告の対象に、指定されたインターネット・サービス及びホスティング・サービス・プロバイダを加えることで、規制範囲の拡大が図られた。

2 性的画像及び同意（consent）の定義

安全強化法の第 9 条を改正し、性的画像の定義を、下着を着用しているか否かにかかわらず、

(6) 国家的に重要な問題に関して、連邦と州の間又は複数の州の間の調整を行うことを目的に 1992 年に設置された。同協議会については芦田淳「オーストラリア政府間協議会—連邦・州政府間調整の手法—」『外国の立法』No.277, 2018.9, pp.77-85. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11152348_po_02770004.pdf?contentNo=1> を参照。

(7) Monica Biddington, “Enhancing Online Safety (Non-consensual Sharing of Intimate Images) Bill 2017,” *Bills Digest* No.74, February 16, 2018, p.4. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/5777378/upload_binary/5777378.pdf;fileType=application/pdf>

(8) Paul Fletcher, “House of Representatives Bills: Enhancing Online Safety for Children Amendment Bill 2017: Second reading speech,” 9 February 2017, p.470. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/e5ff85d2-b96e-4e0e-8227-2131e40beaf7/0037/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf>

その者の性器又は肛門部分を写した静止画又は動画で構成されている書込みとする。また、その者が女性、女性と自認するトランスジェンダー又はインターセックスの場合は、乳房の片方又は両方も含まれる（第9B条第2項）。

性的画像の定義は性的行為に限定されるものではなく、脱衣、トイレ使用中、シャワー使用中、入浴中又は普通の判断力を有する人であれば、プライバシーが守られていると合理的に予想しうる状況における、その他の類似の行為と規定する（第9B条第3項）。さらに、宗教的又は文化的な背景によって、公衆の面前にいるときは常に、宗教的又は文化的意義を有する衣装を身に着けている者が、脱衣の状態を写している書込みも性的画像と定義する（第9B条第4項）。

また、性的画像の投稿への同意を、明白で、自発的なもの及び情報が十分に与えられていることを条件とする。ただし、児童により行われた同意又は精神的及び肉体的に同意を与える能力のない、若しくは同意を与える能力を著しく損なっている成人による同意は含まれないとする（第9E条）。

その他、「指定されたインターネット・サービス (designated internet service)」(第9A条)、「データ・ストレージ機器」(第4条)、「免除される投稿」(第44M条)、「ホスティング・サービス」(第9C条)、「ホスティング・サービス・プロバイダ」(第4条)、「インターネット通信サービス」(第4条)、「異議通告」(第19B条)及び「オンデマンド・プログラム・サービス」(第9D条)が法改正により新たに定義された。

3 性的画像の共有に関する苦情及び異議取扱制度

新たな苦情制度の構成要素として、(a) 性的画像の投稿又は投稿するとの脅しを行った者に対する民事罰、(b) ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスのプロバイダに対する、性的画像の当該サービスからの削除を要求する通告（削除通告）、(c) ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス、又は、指定されたインターネット・サービスに性的画像を投稿するエンドユーザーに対する、性的画像の当該サービスからの削除を要求する通告（削除通告）、(d) 性的画像を掲載するホスティング・サービス・プロバイダに対する、画像の掲載の停止を要求する通告（削除通告）の4点を挙げる（第3条）。

被害者がコミッショナーに対して苦情を申し立てることができる苦情制度は、性的画像の投稿又は投稿の脅しを行ってはならないと規定する第44B条の違反に基づくものである（第19A条第1項）。被害者のほかに苦情の申立てができるのは、性的画像に描写された者から委任された者、又は性的画像に描写された者が16歳に満たない場合の親又は保護者と定める（第19A条第3項）。また、苦情を申し立てた者が、第44B条に違反すると申し立てられた者を特定できない場合、苦情を申し立てた者はコミッショナーに対しその旨を表明しなければならない（第19A条第5項）。

コミッショナーに対して第19A条に基づき苦情が申し立てられ、コミッショナーが、サービス上の性的画像の投稿には苦情を申し立てた者の同意がなく、かつ当該投稿が安全強化法の適用を免除される投稿ではないと認めた場合、コミッショナーは次の対策を求める削除通告を発することができる」と規定する。

- ・ ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・

サービスのプロバイダは、削除通告が当該プロバイダに行われてから 48 時間以内又はコミッショナーが認めたそれより長い期間内に、当該サービス上からの性的画像の削除を確実にするためのあらゆる合理的対策を講じること（第 44D 条第 1 項）。

- ・ エンドユーザは、削除通告が当該エンドユーザに行われてから 48 時間以内又はコミッショナーが認めたそれより長い期間内に、当該サービス上からの性的画像の削除を確実にするためのあらゆる合理的対策を講じること（第 44E 条第 1 項）。
- ・ ホスティング・サービス・プロバイダは、削除通告が当該プロバイダに行われてから 48 時間以内又はコミッショナーが認めたそれより長い期間内に、性的画像のホスティングの停止を確実にするためのあらゆる合理的対策を講じること（第 44F 条第 1 項）。

加えて、コミッショナーは性的画像を投稿又は投稿の脅しをした者に対して正式な警告（formal warning）を発することができる（第 44C 条）。法案説明資料ではこの規定を、「初めて性的画像を投稿した者又は児童であって、民事罰の適用等に当たらない場合の、より軽微な規制（lighter touch mechanism）」⁽⁹⁾として設けたとしている。

4 民事罰制度の導入

ネット安全に関する新たな民事罰が規定された。ある者が他の者に対して、性的画像の投稿又は投稿の脅しを、ソーシャル・メディア、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービス上で行い、かつある者又は他の者がオーストラリアに通常居住する場合、最高 500 ペナルティーユニットの制裁金を科すことができる（第 44B 条第 1 項）。1914 年刑法（1914 年法律第 12 号）⁽¹⁰⁾に基づき、1 ペナルティーユニットは現在 210 豪ドル⁽¹¹⁾相当と規定されており、個人への制裁金は最高 105,000 豪ドルとなる。また、法人に対しては、2014 年規制権限（標準規定）法（2014 年法律第 93 号）⁽¹²⁾に基づき個人の 5 倍と規定されており、制裁金は最高 525,000 豪ドルになる。法案説明資料の中で、この制裁金は、「性的画像の同意なしの共有の極めて深刻な性質並びに性的画像を共有された者の甚大な被害及び心理的苦痛を反映して」⁽¹³⁾定めたとされている。

また、削除通告の要請に応じなかった者に対する民事罰も、最高 500 ペナルティーユニットと規定された（第 44G 条）。

おわりに

「2018 年オンライン安全強化（性的画像の同意なしの共有）法」が成立したことにより、コミッショナーの任務に、性的画像による虐待の規制という新たな任務が加わった。また、規制のための仕組みとして、苦情及び異議取扱制度を新たに設け、コミッショナーが被害者からの

(9) “Enhancing Online Safety (Non-Consensual Sharing of Intimate Images) Bill 2017: Explanatory Memorandum,” p.33. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/s1113_ems_cd500e68-bf15-4da9-ba49-e7a6fb2c8226/upload_pdf/655312em.pdf;fileType=application/pdf>

(10) Crimes Act 1914. Federal Register of Legislation website <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00340>>

(11) 1 豪ドルは、約 82 円（平成 31 年 1 月分報告省令レート）。

(12) Regulatory Powers (Standard Provisions) Act. Federal Register of Legislation website <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00359>>

(13) “Enhancing Online Safety (Non-Consensual Sharing of Intimate Images) Bill 2017: Explanatory Memorandum,” *op.cit.*(9), p.32.

通告を受け、インターネット・サービス・プロバイダ、エンドユーザ等に対して、性的画像の迅速な削除を求めることが可能になった。さらに、性的画像の投稿又は投稿の脅しを行った個人及び法人へ制裁金を科す民事罰制度を導入することにより、法の実効性が確保された。

(はらだ ひさよし)

2015年オンライン安全強化法（2018年8月31日改正）（抄）

Enhancing Online Safety Act 2015(No.24, 2015)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 原田 久義訳

【目次】（太字は訳出した箇所）

- 第1章 通則（第1条～第12条）（抄）
- 第2章 ネット安全コミッショナー（第13条～第16条）
- 第3章 苦情及び異議（第17条～第19D条）（抄）
- 第4章 ソーシャル・メディア・サービス（第20条～第40条）（略）
- 第5章 ネットいじめの書込みに関するエンドユーザ通告（第41条～第44条）（略）
- 第5A章 性的画像の同意なしの共有（第44A条～第44M条）
- 第6章 法執行（第45条～第48条）
- 第7章 コミッショナーの運営に関する規定（第49条～第70条）（略）
- 第8章 オンライン安全特別会計（第71条～第74条）（略）
- 第9章 情報開示（第75条～第86条）（略）
- 第10章 雑則（第87条～第108条）（抄）

第1章 通則

第1条 短縮題名

この法律は、「2015年オンライン安全強化法」として引用することができる。

第2条（略）

第3条 この法律の概要

- ・ ネット安全コミッショナーを設置する。
- ・ コミッショナーの職務は、次に掲げる事項を含む。
 - (a) オンライン上のオーストラリア人の安全の促進
 - (b) オンライン上の児童を標的としたネットいじめの書込みに対する苦情取扱制度の運営
 - (ba) 性的画像の同意なしの共有に対する苦情及び異議取扱制度の運営
 - (c) オンライン上の児童の安全に関する連邦の省、官署及び機関間の活動の調整
 - (d) 「1992年放送事業法」⁽¹⁾に基づくオンラインコンテンツ計画の運営
- ・ オンライン上の児童を標的としたネットいじめの書込みに対する苦情取扱制度は、次の

* ここに抜粋して翻訳する条文は Enhancing Online Safety Act 2015. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00356>> による。2018年オンライン安全強化（性的画像の同意なしの共有）法（2018年法律第96号）（Enhancing Online Safety (Non-consensual Sharing of Intimate Images) Act 2018. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00096>>）により改正された規定はイタリック体で表記した。法律中の注記（Note）は、本稿では訳出を省略した。訳文中の [] は訳者が補記したものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年1月9日である。

(1) Broadcasting Services Act 1992（1992年法律第110号）。テレビ及びラジオ放送の規制について定める法律。

構成要素を含む。

- (a) オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みをソーシャル・メディア・サービスから迅速に削除するための2段階の計画
- (b) 第1種ソーシャル・メディア・サービスは、オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みを同サービスから削除することが要求される。
- (c) 第2種ソーシャル・メディア・サービスは、オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みを同サービスから削除することを要求する通告(ソーシャル・メディア・サービス通告)を受ける。
- (d) オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みを投稿する者は、当該書込みの削除、ネットいじめの書込みの投稿の停止又は当該書込みの投稿についての謝罪を要求する通告(エンドユーザ通告)を受ける。

・性的画像の同意なしの共有に対する苦情及び異議取扱制度は、次の構成要素を含む。

- (a) 性的画像の投稿又は投稿の脅しを行った者は、民事罰を科せられる。
- (b) ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス、又は、指定されたインターネット・サービスのプロバイダは、性的画像の当該サービスからの削除を要求する通告(削除通告)を受ける。
- (c) ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス、又は、指定されたインターネット・サービスに性的画像を投稿するエンドユーザは、性的画像の当該サービスからの削除を要求する通告(削除通告)を受ける。
- (d) 性的画像を掲載するホスティング・サービス・プロバイダは、当該画像の掲載停止を要求する通告(削除通告)を受ける。

第4条 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

アクセスとは、次に掲げるものを含む。

- (a) 前提条件(例えば、パスワードの使用)を課せられるアクセス
- (b) プッシュ技術経由によるアクセス
- (c) スタンディングリクエスト経由によるアクセス

アカウントとは、次に掲げるものを含む。

- (a) 無料アカウント
- (b) プリペイド方式のアカウント
- (c) アカウントと同等であると合理的に認めることができるあらゆるもの

ACMAとは、オーストラリア通信メディア庁⁽²⁾をいう。

成人とは、18歳以上の者をいう。

歳出予算法とは、統合歳入基金からの支出のための金額の割当てに関する法律をいう。

オーストラリアとは、地理的意義において使用するときは、全ての外地準州を含む。

オーストラリアの児童⁽³⁾とは、オーストラリアに、通常居住する児童をいう。

オーストラリアの警察とは、次に掲げるいずれかをいう。

(2) Australian Communications and Media Authority

(3) この法律における児童の定義は、同条に置かれており、18歳未満の者を指す。

(a) オーストラリア連邦警察

(b) 州又は準州の警察

オーストラリア人とは、オーストラリアに、通常居住する個人をいう。

オンライン上の基本安全要求の意味は、第21条⁽⁴⁾で定めるところによる。

通信キャリア事業とは、「1997年電気通信法」⁽⁵⁾におけるものと同じ意味を有する。

児童とは、18歳未満の者をいう。

民事手続には、民事訴訟を含む。

コミッショナーとは、ネット安全コミッショナーをいう。

同意の意味は、性的画像に関して使用される場合は、第9E条で定めるところによる。

児童の権利に関する条約とは、1989年11月20日にニューヨークで署名された児童の権利に関する条約をいう。

オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みの意味は、第5条⁽⁶⁾で定めるところによる。

データ・ストレージ機器とは、他の物品又は器具の助けを借りることなく、情報を再生することが可能な全ての物品又は装置（例：ディスク）をいう。

匿名化：情報は、次に掲げる個人のいずれにも関連性が見られなくなった場合、匿名化されている。

(a) 特定可能な個人

(b) 合理的に特定可能である個人

指定されたインターネット・サービスの意味は、第9A条で定めるところによる。

電子サービスとは、次に掲げる(a)又は(b)をいい、(c)又は(d)を含まない。

(a) エンドユーザに対し、通信キャリア事業を使用した書込みへのアクセスを認める事業

(b) 通信キャリア事業を用いてサービスが提供される場合には、書込みを受信するために適切な装置を有する者に対し、その書込みを提供するサービス

(c) 放送事業（「1992年放送事業法」に定めるところによる）

(d) データ放送事業（同法に定めるところによる）

エンドユーザ通告とは、第42条⁽⁷⁾第1項に基づく通告をいう。

免除される投稿の意味は、性的画像に関して使用される場合は、第44M条で定めるところによる。

ホスティング・サービスの意味は、第9C条で定めるところによる。

ホスティング・サービス・プロバイダとは、ホスティング・サービスを提供する者をいう。

インターネット通信サービスとは、「1992年放送事業法」附則第5における意味と同じ。

性的画像とは、第9B条で定めるところによる。

行政規則とは、第108条⁽⁸⁾に基づき制定された規則をいう。

書込み：次に掲げるいずれかの形式の書込みのことをいう。

(4) 第21条 オンライン上の基本安全要求。井樋三枝子訳「2015年児童オンライン安全強化法」『外国の立法』No.266, 2015.12, p.159. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9578212_po_02660008.pdf?contentNo=1>

(5) Telecommunications Act 1997（1997年法律第47号）。電気通信や通信業者の規制に関して定める法律。

(6) 第5条 オーストラリアの児童を標的とするネットいじめの書込み。井樋 前掲注(4), p.153.

(7) 第42条 エンドユーザ通告。井樋 同上, p.167.

(8) 第108条 行政規則。井樋 同上, p.183

- (a) 文章
- (b) データ
- (c) 発話、音楽又は他の音声
- (d) 画像（動画か否かを問わず）
- (e) その他のあらゆる形式
- (f) あらゆる形式の組合せ

異議通告とは、第 19B 条に基づく通告をいう。

オンデマンド・プログラム・サービスとは、第 9D 条で定めるところによる。

オーストラリア人のオンライン安全とは、オーストラリア人が安全な方法でソーシャル・メディア・サービス及び電子サービスが使用可能であることをいう。

児童のオンライン安全とは、オーストラリアの児童にとって安全な方法でソーシャル・メディア・サービス及び電子サービスが使用可能であることをいい、また、それらのサービスを用いたオーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みからのオーストラリアの児童の保護を含む。

オンライン安全特別会計とは、第 72 条で言及されるものをいう。

親：この法律の適用上、いかなる者についても親が誰であるかを限定することなく、「1975 年家族法」⁽⁹⁾に定めるところの範囲内で、ある者が誰かの子である場合、その誰かは、ある者の親である。

ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスのエンドユーザによる**投稿**の意味は、第 7 条で定めるところによる。

ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスへの**掲載**の意味は、第 6 条で定めるところによる。

ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスの**プロバイダ**の意味については、第 105 条の適用を受けるものとする。

関連する電子サービスとは、次に掲げるあらゆる電子サービスをいう。

- (a) エンドユーザが電子メールを用いて、他のエンドユーザと通信を行うことを可能とするサービス
- (b) エンドユーザが他のエンドユーザと通信を行うことを可能とするインスタントメッセージサービス
- (c) エンドユーザが他のエンドユーザと通信を行うことを可能とする〔電話番号経由の〕ショートメッセージサービス（SMS）
- (d) エンドユーザが他のエンドユーザと通信を行うことを可能とするマルチメディアメッセージサービス（MMS）
- (e) エンドユーザが他のエンドユーザと通信を行うことを可能とするチャットサービス
- (f) エンドユーザが他のエンドユーザとともにオンラインゲームを行うことを可能とするサービス
- (g) 行政規則において特定する電子サービス

(9) Family Law Act 1975（1975 年法律第 53 号）。家族制度、氏名等に関して定める法律。

削除通告とは、第44D条、第44E条又は第44F条に基づく通告をいう。

ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスからの削除の意味は、第8条で定めるところによる。

サービスには、ウェブサイトを含む。

ソーシャル・メディア・サービスの意味は、第9条で定めるところによる。

ソーシャル・メディア・サービス通告とは、第35条第1項に基づく通告をいう。

保存された書込みとは、データ・ストレージ機器に保存された書込みをいう。このため、極めて一時的な書込みの保存は、伝送に使用される技術の不可欠な機能とみなし、除外する。

ネットいじめの書込みの標的の意味は、第5条で定めるところによる。

利用規約には、合理的に利用規約と同等と認められるあらゆるものを含む。

脅しとは、明示か又は暗示か及び条件付きか又は無条件かにかかわらず、あらゆる行為によってなされる脅しをいう。

第1種ソーシャル・メディア・サービスとは、第23条第4項に基づく宣言の対象となるソーシャル・メディア・サービスをいう。

第2種ソーシャル・メディア・サービスとは、第30条第1項に基づく宣言の対象となるソーシャル・メディア・サービスをいう。

使用の意味については、第106条の適用を受けるものとする

第5条 オーストラリアの児童を標的とするネットいじめの書込み（略）

第6条 書込みがソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービス上に掲載される場合

この法律の適用上、書込みがソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスを用いて、1又は複数のエンドユーザに対してアクセス可能であるか、伝達される場合には、当該書込みは当該サービスに掲載されているものとする。

第7条 書込みがソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスのエンドユーザにより投稿される場合

この法律の適用上、書込みがソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスを用いて、1又は複数のエンドユーザに対してアクセス可能であるか、伝達されることが、あるエンドユーザにより引き起こされる場合には、当該書込みは、当該サービスに投稿されているものとする。

第8条 書込みがソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスから削除される場合

この法律の適用上、書込みがソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスから、あらゆるオーストラリアのエンドユーザに対してアクセス可能でないようにするか、伝達されないようされた場合には、当該書込みは、当該サービスから削除されているものとする。

第9条 ソーシャル・メディア・サービス（略）

第9A条 指定されたインターネット・サービス

(1) この法律の適用上、指定されたインターネット・サービスとは、次に掲げる(a)又は(b)をいい、(c)、(d)、(e)又は(f)を含まない。

- (a) エンドユーザに対し、インターネット通信サービスを使用した書込みへのアクセスを認める事業
 - (b) インターネット通信サービスを用いてサービスが提供される場合、書込みを受信するために適切な装置を有する者に対し、その書込みを提供するサービス
 - (c) ソーシャル・メディア・サービス
 - (d) 関連する電子サービス
 - (e) オンデマンド・プログラム・サービス
 - (f) 第2項に基づき特定されるサービス
- (2) 大臣は、委任立法⁽¹⁰⁾により、第1項(f)の適用上、1又は複数のサービスを特定することができる。

第9B条 性的画像

(1) この条は、この法律の適用上、書込みが、ある者の**性的画像**である状況について定める。
性的部分の描写

(2) 書込みが次に掲げる(a)及び(b)の場合には、当該書込みは、ある者の**性的画像**である。

(a) 書込みが静止画又は動画で構成されている

(b) 普通の判断力を有する人であれば、プライバシーが守られると合理的に予想しうる状況において、書込みが次に掲げる(i)又は(ii)を描写している、又は描写しているように見える書込み

(i) その者の性器及びその周辺又は肛門及びその周辺（下着を着用しているか否かにかかわらず）

(ii) その者が女性、又は女性であると自認するトランスジェンダー、若しくはインターセックスである場合、その者の乳房の片方又は両方

性的な行為の描写

(3) 次に掲げる(a)及び(b)の場合には、当該書込みは、ある者の**性的画像**である。

(a) 書込みが静止画又は動画で構成されている

(b) 普通の判断力を有する人であれば、プライバシーが守られると合理的に予想しうる状況において、その者の次に掲げるいずれかの状態を描写している、又は描写しているように見える場合

(i) 脱衣の状態

(ii) トイレ使用中

(iii) シャワー使用中

(iv) 入浴中

(v) 通常、公衆の面前では行わない種類の性的行為

(vi) その他類似の行為

宗教的又は文化的意義を有する衣装を脱いだ者の描写

(4) 書込みが次に掲げる(a)、(b)及び(c)の場合には、当該書込みは、ある者の**性的画像**である。

(a) 書込みが静止画又は動画で構成されている

(10) 委任立法 (legislative instrument) は、法律の委任に基づき、立法府以外の機関が法規を制定すること、又は法律の委任に基づき、立法府以外の機関が制定した法規。法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典』有斐閣、2006、p.41.

- (b) その者の宗教的又は文化的な背景により、その者が公衆の面前にいるときは常に、宗教的又は文化的意義を有する特別な衣装を身に着けている場合
- (c) 書込みがその者の、次に掲げる(i)及び(ii)の状態を描写している、又は描写しているように見える場合
 - (i) 脱衣
 - (ii) 普通の判断力を有する人であれば、プライバシーが守られると合理的に予想しうる状況

解釈規定

- (5) この条の適用上、書込みが改変されたか否かは重要ではない。
- (6) この条の適用上、書込みがその者の身体の一部を描写している、又は描写しているように見える場合、その書込みは、その者を描写している、又は描写しているように見えると解されることがある。

第9C条 ホスティング・サービス

この法律の適用上、次に掲げる(a)及び(b)である場合には、ある者（第1の者）により保存された書込みの掲載は、第1の者によるホスティング・サービスの提供と解される。

- (a) 第1の者が、次に掲げるいずれかのサービスに、投稿された書込みを保存する場合。
 - (i) ソーシャル・メディア・サービス
 - (ii) 関連する電子サービス
 - (iii) 指定されたインターネット・サービス
- (b) 第1の者又は他の者が提供する次に掲げるいずれかのサービスに、掲載された書込みが提供されている場合。
 - (i) ソーシャル・メディア・サービス
 - (ii) 関連する電子サービス
 - (iii) 指定されたインターネット・サービス

第9D条 オンデマンド・プログラム・サービス

- (1) この法律の適用上、オンデマンド・プログラム・サービスとは、次に掲げる(a)及び(b)をいう。
 - (a) インターネット通信サービスを用いて、エンドユーザへ提供されるサービス
 - (b) 当該サービスが、次に掲げるいずれかのサービス上で伝送された、又は伝送されているプログラムと同一の書込みを提供する場合のサービス
 - (i) 商業テレビ放送サービス免許に基づき提供される商業テレビ放送サービス
 - (ii) 有料テレビ放送サービス免許に基づき提供される有料テレビ放送サービス
 - (iii) 有料専門テレビ放送サービス
 - (iv) オーストラリア放送協会⁽¹¹⁾により提供されるテレビ放送サービス
 - (v) 特別放送サービス協会⁽¹²⁾により提供されるテレビ放送サービス
- (2) 第1項の適用上、書込みがプログラムと同一か否かの判断に際しては、提供又は伝送における技術的特徴に起因する全ての差異（例えば、ビデオ解像度又は音質）は考慮しない。
- (3) 第1項の適用上、書込みがプログラムと同一か否かの判断に際しては、次に掲げる(a)又は

(11) Australian Broadcasting Corporation

(12) Special Broadcasting Service Corporation

(b)の有無は考慮しない。

(a) 透かし型のロゴ

(b) 透かし型の記章

(4) 第1項(b)に用いている表現は、「1992年放送事業法」における表現と同じ意味である。

第9E条 同意

(1) この法律の性的画像への適用において、同意とは次に掲げる(a)、(b)及び(c)をいい、(d)又は(e)を含まない。

(a) 明白な

(b) 自発的な

(c) 十分な情報が与えられた

(d) 児童による同意

(e) 次に掲げる(i)又は(ii)の心身の状態（一時的又は恒久的にかかわらず）にある成人による同意

(i) 同意を与える能力がない

(ii) 同意を与える能力を著しく損なっている

第10条 国王に対する拘束（略）

第11条 この法律の適用（略）

第12条 児童の権利に関する条約（略）

第2章 ネット安全コミッショナー

第13条 この章の概要

- ・ ネット安全コミッショナーを設置する。
- ・ コミッショナーの職務は、次に掲げる事項を含む。
 - (a) オーストラリア人のオンライン安全の促進
 - (b) オンライン上の児童を標的としたネットいじめの書込みに対する苦情取扱制度の運営
 - (ba) 性的画像の同意なしの共有に対する苦情及び異議取扱制度の運営
 - (c) 児童のオンライン安全に関する連邦の省、官署及び機関間の活動の調整
 - (d) 「1992年放送事業法」に基づくオンラインコンテンツ計画の運営

第14条 ネット安全コミッショナー

ネット安全コミッショナーを設置する。

第15条 コミッショナーの職務

(1) コミッショナーの職務は、次に掲げる事項とする。

(a) 次に掲げるいずれかによってコミッショナーに付与される職務

(i) この法律

(ii) 「1992年放送事業法」附則第5及び第7⁽¹³⁾

(iii) その他の連邦法

- (b) オーストラリア人のオンライン安全の促進
- (c) オーストラリア人のオンライン安全を改善するための方策の実施の支援及び振興
- (d) 児童のオンライン安全に関する連邦の省、官署及び機関間の活動の調整
- (e) オーストラリア人のオンライン安全に関する情報の収集、分析、解釈及び発信
- (f) オーストラリア人のオンライン安全に関する教育的で促進的、かつ地域社会にとって啓発的な事業の支援、振興、実施、認定及び評価
- (g) 連邦を代表してオーストラリア人のオンライン安全に関する財政的援助のための補助金の交付
- (h) オーストラリア人のオンライン安全に関する研究の支援、振興、実施及び評価
- (i) オーストラリア人のオンライン安全に関する報告書及び論文の発表（インターネット上であるか否かにかかわらず）
- (j) オーストラリア人のオンライン安全についての大臣への報告書の提出
- (k) オーストラリア人のオンライン安全についての大臣への助言
- (l) オーストラリア人のオンライン安全について、他の者、団体及び政府との協議及び協力
- (m) この法律に基づき義務を負う者への助言及び支援
- (n) この法律の遵守についての監視
- (o) この法律の遵守の促進
- (p) 次に掲げる事項に関する書面でのガイドライン又は声明の作成
 - (i) オーストラリア人のオンライン安全に関与する者及び団体の最良実例の推奨
 - (ii) オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みに関係する事件の時宜にかなった適切な解決を促すための指示
- (q) (p)に基づき作成されるガイドライン及び声明の促進
- (r) 行政規則（に定められる場合には）において特定するその他の職務
- (s) 上述の職務の遂行に付帯してもたらされ、又は上述の職務の遂行がもたらすあらゆる事項の実行

補助金交付

- (2) 財政的援助は、第1項(g)に基づき、次の各号に掲げる相手に交付することができる。
 - (a) 州
 - (b) 準州
 - (c) 州又は準州以外の者
- (3) 第1項(g)に基づき交付される財政的援助の諸条件は、連邦と補助金受領者との間の書面による合意において提示されるものとする。
- (4) 第3項に基づく合意は、コミッショナーが連邦を代表して締結するものとする。
ガイドライン及び声明は委任立法ではないこと
- (5) 第1項(p)に基づき作成されるガイドライン及び声明は、委任立法ではない。

第16条 コミッショナーの権限

コミッショナーは、その職務の遂行のため、又は職務の遂行に関連して必要又は便宜となるあらゆる事項を行う権限を有する。

(13) 前掲注(1) 附則第5及び第7は、インターネットやインターネット上で提供するコンテンツサービスに関して規定する。

第3章 苦情及び異議

第1節 総則

第17条 この章の概要

- ・ オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みに対する苦情取扱制度について定める。
- ・ 性的画像の同意なしの共有に対する苦情及び異議取扱制度について定める。

第2節 第1種ソーシャル・メディア・サービス（略）

第18条 ネットいじめの書込みに関する苦情（略）

第19条 苦情の調査（略）

第3節 性的画像に関する苦情及び異議

第19A条 苦情

性的画像に描写された者により申し立てられる苦情

- (1) ある者が、その者の性的画像に関して第44B条に違反すると信じるに足る理由がある場合には、当該者は、コミッショナーに対し、このことについて苦情を申し立てることができる。
- (2) 苦情を申し立てた者が、第44B条に違反すると申し立てられた者を特定できない場合、苦情を申し立てた者はコミッショナーに対しその旨を表明しなければならない。

性的画像に描写された者を代理して申し立てられる苦情

- (3) 次に掲げる(a)、(b)又は(c)のいずれかであるときに限り、ある者（**委任された者**）は、他の者（**描写された者**）の性的画像に関して第44B条に違反すると信じるに足る理由がある場合は、描写された者の代理として、コミッショナーに対し、当該事項について苦情を申し立てることができる。
 - (a) 描写された者が委任された者にコミッショナーに対して苦情を申し立てる権限を与えているとき。
 - (b) 次に掲げる(i)及び(ii)であるとき。
 - (i) 描写された者が16歳に満たない児童である
 - (ii) 委任された者が描写された者の親又は保護者である
 - (c) 次に掲げる(i)及び(ii)であるとき。
 - (i) 描写された者が、当該案件を取り扱うことができない心身の状態（一時的又は恒久的にかかわらず）にある
 - (ii) 委任された者が描写された者の親又は保護者である
- (4) 委任された者はコミッショナーに対し、委任された者が描写された者の代理として苦情を

申し立てる資格を有する旨を宣言しなければならない。

- (5) 委任された者が、第44B条に違反すると申し立てられた者を特定できない場合、当該者はコミッショナーに対しその旨を表明しなければならない。

第19B条 異議通告

性的画像に描写された者により申し立てられる異議通告

- (1) ある者（描写された者）が、次に掲げる(a)から(d)までのいずれにも当たると信じるに足る理由がある場合には、当該者は、コミッショナーに対し、当該サービスの性的画像の規定について異議を申し立てる通告（異議通告）を行うことができる。
- (a) 次に掲げる(i)から(iii)までのいずれかにおいて、描写された者の性的画像が提供されている、又は提供されていた場合。
- (i) ソーシャル・メディア・サービス
- (ii) 関連する電子サービス
- (iii) 指定されたインターネット・サービス
- (b) 性的画像が当該サービスのエンドユーザにより当該サービスに投稿された場合。
- (c) 当該サービス上の性的画像の投稿が免除される投稿に当たらない場合。
- (d) 次に掲げる(i)から(iii)までの全ての状況を満たす場合。
- (i) 描写された者が、オーストラリアに通常居住している
- (ii) エンドユーザが、オーストラリアに通常居住している
- (iii) 性的画像が、ホスティング・サービスにより、オーストラリア国内において掲載されている
- (2) 描写された者は、サービス上への性的画像の投稿に同意した場合であっても、異議通告を行うことができる。

性的画像に描写された者の代理として行われる異議通告

- (3) ある者（委任された者）が、次に掲げる(a)から(d)までのいずれにも当たると信じるに足る理由がある場合であって、次に掲げる(e)、(f)又は(g)であるときに限り、当該者はコミッショナーに対し、他の者（描写された者）の代理として、当該サービスの性的画像の規定について異議を申し立てる通告（異議通告）を行うことができる。
- (a) 次に掲げる(i)から(iii)までのいずれかにおいて、他の者（描写された者）の性的画像が提供されている、又は提供されていた場合。
- (i) ソーシャル・メディア・サービス
- (ii) 関連する電子サービス
- (iii) 指定されたインターネット・サービス
- (b) 性的画像が当該サービスのエンドユーザにより当該サービスに投稿された場合。
- (c) 当該サービス上の性的画像の投稿が免除される投稿に当たらない場合。
- (d) 次に掲げる(i)から(iii)までの全ての状況を満たす場合。
- (i) 描写された者が、オーストラリアに通常居住している
- (ii) エンドユーザが、オーストラリアに通常居住している
- (iii) 性的画像が、ホスティング・サービスにより、オーストラリア国内において掲載されている
- (e) 描写された者が、委任された者にコミッショナーに対して異議通告を行う権限を与えて

いるとき。

(f) 次に掲げる(i)及び(ii)であるとき。

(i) 描写された者が16歳に満たない児童である

(ii) 委任された者が描写された者の親又は保護者である

(g) (i)及び(ii)であるとき。

(i) 描写された者が、当該案件を取り扱うことができない心身の状態（一時的又は恒久的にかかわらず）にある

(ii) 委任された者が描写された者の親又は保護者である

(4) 委任された者はコミッショナーに対し、委任された者が描写された者の代理として異議通告を行う資格を有する旨を宣言しなければならない。

(5) 委任された者は、描写された者が当該サービス上への性的画像の投稿に同意した場合であっても、異議通告を行うことができる。

暫定措置

(6) 性的画像が、この条の施行以前に、次に掲げる(a)、(b)又は(c)のサービスに投稿された場合であって、この条の施行後に当該サービスに掲載されたものでなければ、この条は当該性的画像には適用されない。

(a) ソーシャル・メディア・サービス

(b) 関連する電子サービス

(c) 指定されたインターネット・サービス

第19C条 苦情の調査

(1) コミッショナーは、第19A条に基づき申し立てられた苦情について調査することができる。

(2) この条に基づく調査は、コミッショナーが適切と考えるときに行うものとする。

(3) 調査のために、コミッショナーは、適切と考える者から情報を入手し、及び適切と考える調査を行うことができる。

(4) 第1項、第2項及び第3項は、「1992年放送事業法」第13章⁽¹⁴⁾（コミッショナーに特定の調査権限を付与する）の適用を受ける。

調査の終了

(5) コミッショナーは、この条に基づく調査を終了させることができる。

第19D条 異議通告に対するコミッショナーの対応

性的画像に関して、第19B条に基づきコミッショナーに対して異議通告が行われた場合、コミッショナーは当該画像に関して削除通告を行うか否かを検討することができる。

(14) 前掲注(1)。第13章は、オーストラリア通信メディア庁（ACMA）とネット安全コミッショナーにより収集される情報について規定する。

第4章 ソーシャル・メディア・サービス（略）

第5章 ネットいじめの書込みに関するエンドユーザ通告（略）

第5A章 性的画像の同意なしの共有

第1節 総則

第44A条 この章の概要

- ・画像に描かれた者の同意なしに性的画像の投稿又は投稿の脅しを行った者は、民事罰を科せられる。
- ・ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス、又は、指定されたインターネット・サービスのプロバイダは、性的画像の当該サービスからの削除を要求する通告（削除通告）を受ける。
- ・ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス、又は、指定されたインターネット・サービスに性的画像を投稿するエンドユーザは、当該画像の当該サービスからの削除を要求する通告（削除通告）を受ける。
- ・性的画像を掲載するホスティング・サービス・プロバイダは、当該画像の掲載停止を要求する通告（削除通告）を受ける。

第2節 同意なしの性的画像の投稿の禁止等

第44B条 性的画像の投稿

- (1) ある者（第1の者）は、次に掲げる(a)、(b)又は(c)のサービス上に、(d)又は(e)の場合には、他の者（第2の者）の性的画像の投稿又は投稿の脅しを行ってはならない。
- (a) ソーシャル・メディア・サービス
 - (b) 関連する電子サービス
 - (c) 指定されたインターネット・サービス
 - (d) 第1の者がオーストラリアに通常居住している
 - (e) 第2の者がオーストラリアに通常居住している

民事罰：500ペナルティーユニット⁽¹⁵⁾

同意

- (2) 第2の者が、第1の者による性的画像の投稿に同意した場合、第1項は適用されない。
宗教的又は文化的意義を有する衣装を脱いだ第2の者の描写
- (3) 次に掲げる(a)及び(b)の場合、第1項は適用されない。

(15) 1ペナルティーユニットは210豪ドル相当。1豪ドルは、約82円（平成31年1月分報告省令レート）。

- (a) 性的画像が、宗教的又は文化的意義を有する特別な衣装を脱いだ第2の者を描写している、又は描写しているように見えるという理由により、第9B条第4項の対象とされている場合。
- (b) 第2の者の宗教的又は文化的背景を理由として、第2の者が公衆の面前にいるときは常にその衣装を身に着けていることを、第1の者が知らなかった場合。

免除される投稿

- (4) 性的画像の投稿が免除される投稿に当たる、又はそうであると考えられる場合、第1項は適用されない。

第44C条 正式な警告

コミッショナーは、第44B条に違反する者に対して、正式な警告を発することができる。

第3節 削除通告

第44D条 ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスのプロバイダに対して行われる削除通告

- (1) 次に掲げる(a)から(e)までの全てを満たす場合には、コミッショナーは、当該サービスのプロバイダに対して、(f)及び(g)の実行を要求する通告(削除通告)を書面で行うことができる。
 - (a) ある者の性的画像が、次に掲げる(i)、(ii)又は(iii)のサービス上に掲載されている又はいた場合。
 - (i) ソーシャル・メディア・サービス
 - (ii) 関連する電子サービス
 - (iii) 指定されたインターネット・サービス
 - (b) 性的画像が、当該サービスのエンドユーザによって当該サービスに投稿された場合。
 - (c) 当該性的画像が次に掲げる(i)又は(ii)の対象である場合。
 - (i) 第19A条に基づいてコミッショナーに対して申し立てられた苦情
 - (ii) 第19B条に基づいてコミッショナーに対して行われた異議通告
 - (d) (c)(i)が適用される場合、コミッショナーが、当該サービスへの当該性的画像の投稿にその者が同意していなかったことを認めるとき。
 - (e) 当該サービスへの当該性的画像の投稿が免除された投稿に当たらない場合。
 - (f) 当該サービスからの当該性的画像の削除を確認するための合理的なあらゆる対策を講じること
 - (g) 次に掲げる(i)又は(ii)のいずれかの期間内に講じること
 - (i) 当該通告がプロバイダに行われてから48時間以内
 - (ii) コミッショナーが認める(i)より長い期間内
- (2) 合理的に実行可能な限り、当該性的画像は、当該サービスのプロバイダが当該通告を遵守することができる方法で、当該削除通告において特定されなければならない。

削除通告発令の拒否通告

- (3) コミッショナーは、第1項に基づく削除通告の発令拒否を決定する場合には、次の(a)又は(b)の者に対し、当該拒否通告を書面により行わなければならない。
 - (a) 第1項(c)(i)が適用される場合、当該項にいう苦情を申し立てた者

(b) 第1項(c)(ii)が適用される場合、当該項において異議通告を行った者

第44E条 エンドユーザに対して行われる削除通告

(1) 次に掲げる(a)から(e)までの全てを満たす場合には、コミッショナーは、エンドユーザに対して、(f)及び(g)の実行を要求する通告（削除通告）を書面で行うことができる。

(a) ある者の性的画像が、次に掲げる(i)、(ii)又は(iii)のサービス上に掲載されている又はいた場合。

(i) ソーシャル・メディア・サービス

(ii) 関連する電子サービス

(iii) 指定されたインターネット・サービス

(b) 性的画像が、当該サービスのエンドユーザにより当該サービスに投稿された場合。

(c) 当該性的画像が次に掲げる(i)又は(ii)の対象である場合。

(i) 第19A条に基づいてコミッショナーに対して申し立てられた苦情

(ii) 第19B条に基づいてコミッショナーに対して行われた異議通告

(d) (c) (i)が適用される場合、コミッショナーが、当該サービスへの当該性的画像の投稿にその者が同意していなかったことを認めるとき。

(e) 当該サービスへの当該性的画像の投稿が免除された投稿に当たらない場合。

(f) 当該サービスからの当該性的画像の削除を確認するための合理的なあらゆる対策を講じること

(g) 次に掲げる(i)又は(ii)のいずれかの期間内に講じること

(i) 当該通告がエンドユーザに行われてから48時間以内

(ii) コミッショナーが認める(i)より長い期間内

(2) 合理的に実行可能な限り、当該性的画像は、当該エンドユーザが当該通告を遵守することができる方法で、当該削除通告において特定されなければならない。

削除通告発令の拒否通告

(3) コミッショナーは、第1項に基づく削除通告の発令拒否を決定する場合には、次に掲げる(a)又は(b)の者に対し、当該拒否通告を書面により行わなければならない。

(a) 第1項(c)(i)が適用される場合、当該項にいう苦情を申し立てた者

(b) 第1項(c)(ii)が適用される場合、当該項にいう異議通告を行った者

第44F条 ホスティング・サービス・プロバイダに与えられる削除通告

(1) 次に掲げる(a)から(f)までの全てを満たす場合には、コミッショナーは、ホスティング・サービス・プロバイダに対して、(g)及び(h)の実行を要求する通告（削除通告）を書面で行うことができる。

(a) ある者の性的画像が、次に掲げる(i)、(ii)又は(iii)のサービス上に掲載されている又はいた場合。

(i) ソーシャル・メディア・サービス

(ii) 関連する電子サービス

(iii) 指定されたインターネット・サービス

(b) 性的画像が、当該サービスのエンドユーザにより当該サービスに投稿された場合。

(c) 当該性的画像が次に掲げる(i)又は(ii)の対象である場合。

(i) 第19A条に基づいてコミッショナーに対して申し立てられた苦情

- (ii) 第 19B 条に基づいてコミッショナーに対して行われた異議通告
- (d) (c) (i)が適用される場合、コミッショナーが、当該サービスへの当該性的画像の投稿にその者が同意していなかったことを認めるとき。
- (e) 当該性的画像がホスティング・サービス・プロバイダにより掲載された場合。
- (f) 当該サービスへの当該性的画像の投稿が免除された投稿に当たらない場合。
- (g) 当該サービスからの当該性的画像掲載停止するための合理的なあらゆる対策を講じること
- (h) 次に掲げる(i)又は(ii)のいずれかの期間内に講じること。
 - (i) 当該通告がプロバイダに行われてから 48 時間以内
 - (ii) コミッショナーが認める(i)より長い期間内
- (2) 合理的に実行可能な限り、当該性的画像は、当該サービスのプロバイダが当該通告を遵守することができる方法で、当該削除通告において特定されなければならない。

削除通告発令の拒否通告

- (3) コミッショナーは、第 1 項に基づく削除通告の発令拒否を決定する場合には、次の(a)又は(b)の者に対し、当該拒否通告を書面により行わなければならない。
 - (a) 第 1 項(c)(i)が適用される場合、当該項にいう苦情を申し立てた者
 - (b) 第 1 項(c)(ii)が適用される場合、当該項において異議通告を行った者

第 44G 条 削除通告の遵守

何人も、当該者が実行可能な限り、削除通告に基づく要求を遵守しなければならない。

民事罰：500 ペナルティーユニット

第 44H 条 正式な警告

コミッショナーは、第 44G 条に違反する者に対して、正式な警告を発することができる。

第 44J 条 暫定措置

性的画像が、この条の施行以前に、次に掲げる(a)、(b)又は(c)のサービスに投稿された場合であって、この条の施行後に当該サービスに掲載されたものでないときは、この節は当該性的画像には適用されない。

- (a) ソーシャル・メディア・サービス
- (b) 関連する電子サービス
- (c) 指定されたインターネット・サービス

第 4 節 雑則

第 44K 条 救済指示

範囲

- (1) この条は、ある者が第 44B 条に違反していた、又はしている場合に適用する。

救済指示

- (2) コミッショナーは、その者が今後、第 44B 条に違反しないことを確実にするために、指定された行動を執ることを要求する指示を書面によって当該者に与えることができる。

- (3) 何人も、第2項に基づく指示に違反してはならない。

民事罰：500ペナルティーユニット

救済指示は委任立法ではない

- (4) 第2項に基づく指示は委任立法ではない。

第44L条 正式な警告

コミッショナーは、第44K条第2項に基づく指示に違反する者に対し、正式な警告を発することができる。

第44M条 性的画像の免除投稿

- (1) この法律の適用上、次に掲げる(a)、(b)又は(c)のサービス上に、当該サービスのエンドユーザがある者（描写された者）の性的画像を投稿し、当該投稿が次に掲げる(d)から(i)までのいずれかに当たる場合、当該投稿は**免除投稿**である。

(a) ソーシャル・メディア・サービス

(b) 関連する電子サービス

(c) 指定されたインターネット・サービス

(d) 当該投稿が、次に掲げる(i)又は(ii)に必要又は助けになる場合。

(i) 連邦、州又は準州の法執行

(ii) 連邦、州又は準州の法の遵守の監視又は違反の調査

(e) 当該投稿が裁判所又は審判所の手続を目的としたものである場合。

(f) 当該投稿が真に医学的又は科学的な目的のためのものである場合。

(g) 普通の判断力を有する人であれば、次に掲げる(i)から(vii)までの事項を勘案し、当該投稿を容認できるものと考えられる場合。

(i) 当該性的画像の性質及び内容

(ii) 性的画像が投稿された状況

(iii) 描写された者の年齢、知的能力、脆弱性又は他の関連する状況

(iv) 性的画像の投稿が、描写された者のプライバシーに影響を与える度合い

(v) エンドユーザと描写された者との関係

(vi) 描写された者が死亡しているかどうか、死亡の場合は死亡後の経過期間

(vii) その他関連する全ての事項

(h) 次に掲げる(i)及び(ii)である場合。

(i) エンドユーザが保護を受ける者（第91条⁽¹⁶⁾にいう意味において）である場合

(ii) この法律がコミッショナーに付与する権限の行使又は職務の遂行に関連する投稿

(i) 第2項に基づき決定された条件を満たす場合。

- (2) 大臣は、委任立法により、第1項(i)の適用上、1又は複数の条件を決定することができる。

(16) 第91条 コミッショナー等の刑事訴訟手続からの保護。井樋 前掲注(4), p.179.

第6章 法執行

第45条 この章の概要

- ・この法律における民事罰は、「2014年規制権限（標準規定）法」⁽¹⁷⁾第4章に基づき執行可能である。
- ・次に掲げる法執行が可能である。
 - (a) 違反通告
 - (b) 裁判上強制可能な約束
 - (c) 差止命令

第46条 民事罰規定

民事罰執行の規定

- (1) この法律における民事罰は、「2014年規制権限（標準規定）法」第4章⁽¹⁸⁾に基づき執行可能である。

権限ある申請者

- (2) 「2014年規制権限（標準規定）法」第4章の適用上、この法律の民事罰規定に関する権限ある申請者は、コミッショナーとする。

管轄裁判所

- (3) 「2014年規制権限（標準規定）法」第4章の適用上、この法律の民事罰に関する管轄裁判所は、オーストラリア連邦裁判所及びオーストラリア連邦巡回裁判所である。

外地準州への拡張

- (4) 「2014年規制権限（標準規定）法」第4章は、この法律の民事罰に関して適用するために、次に掲げる範囲にも及ぶものとする。
- (a) 全ての外地準州
 - (b) オーストラリア外での作為、不作為、問題及び事項

第46A条 違反通告

違反通告の対象となる規定

- (1) この法律の次に掲げる規定は、「2014年規制権限（標準規定）法」第5章⁽¹⁹⁾に基づく違反通告の対象となる。
- (a) 第44B条
 - (b) 第44G条
 - (c) 第44K条

違反執行官

- (2) 「2014年規制権限（標準規定）法」第5章の適用上、コミッショナーがこの項の目的のため、書面により権限を付与したACMA職員を、第1項の規定に関する違反執行官とする。

(17) Regulatory Powers (Standard Provisions) Act 2014 (2014年法律第93号)。法令の規定の遵守状況の監視、法令の執行のために規定される民事罰の適用、法令の規定に違反する場合に出される違反通知書、法執行のために用いられる差止命令等の枠組みに関して定める法律。

(18) 同上。第4章は、規定違反を行った者に対する罰金の支払い命令等について規定する。

(19) 同上。第5章は、規定違反を行った者に対する違反通告等について規定する。

最高管轄責任者

- (3) 「2014年規制権限（標準規定）法」第5章の適用上、コミッショナーを第1項の規定に関する最高管轄責任者とする。
- (4) 最高管轄責任者は、「2014年規制権限（標準規定）法」第5章に基づく書面により、その権限及び職務の一部又は全部を、次に掲げる者に委任することができる。
- (a) ACMA 職員
 - (b) SES [Senior Executive Service]⁽²⁰⁾の被用者又はその代行者
- (5) 第4項の委任に基づき、職務を執行し又は権限を行使する者は、最高管轄責任者の指示に従わなければならない。

外地準州への拡張

- (6) 「2014年規制権限（標準規定）法」第5章は、第1項の規定に関して適用するために、次に掲げる範囲にも及ぶものとする。
- (a) 全ての外地準州
 - (b) オーストラリア外での作為、不作為、問題及び事項

第47条 裁判上強制可能な約束

法執行規定

- (1) この法律の次に掲げる規定は、「2014年規制権限（標準規定）法」第6章⁽²¹⁾に基づき執行可能である。
- (a) 第36条
 - (b) 第44B条
 - (c) 第44G条
 - (d) 第44K条

権限保持者

- (2) 「2014年規制権限（標準規定）法」第6章の適用上、第1項の規定に関する権限保持者は、コミッショナーとする。

管轄裁判所

- (3) 「2014年規制権限（標準規定）法」第6章の適用上、第1項の規定に関する管轄裁判所は、オーストラリア連邦裁判所及びオーストラリア連邦巡回裁判所とする。

外地準州への拡張

- (4) 「2014年規制権限（標準規定）法」第6章は、第1項の規定に関して適用するために、次に掲げる範囲にも及ぶものとする。
- (a) 全ての外地準州
 - (b) オーストラリア外での作為、不作為、問題及び事項

第48条 差止命令

法執行規定

- (1) 次に掲げる規定は、「2014年規制権限（標準規定）法」第7章⁽²²⁾に基づき執行可能である。
- (a) 第36条

(20) 連邦一般公務員上級管理職。

(21) 前掲注(14)第6章は、「裁判上強制可能な約束」について規定する。

(22) 同上。第7章は、大臣により任命される各種コミッショナーの職務遂行等について規定する。

- (b) 第 43 条
- (c) 第 44B 条
- (d) 第 44G 条
- (e) 第 44K 条

権限保持者

- (2) 「2014 年規制権限（標準規定）法」第 7 章の適用上、第 1 項の規定に関する権限保持者は、コミッショナーとする。

管轄裁判所

- (3) 「2014 年規制権限（標準規定）法」第 7 章の適用上、第 1 項の規定に関する管轄裁判所は、オーストラリア連邦裁判所及びオーストラリア連邦巡回裁判所とする。

外地準州への拡張

- (4) 「2014 年規制権限（標準規定）法」第 7 章は、第 1 項の規定に関して適用するために、次に掲げる範囲にも及ぶものとする。
 - (a) 全ての外地準州
 - (b) オーストラリア外での作為、不作為、問題及び事項

第 7 章 コミッショナーの運営に関する規定（略）

第 8 章 オンライン安全特別会計（略）

第 9 章 情報開示（略）

第 10 章 雑則

第 87 条 この章の概要

・この章は、決定及び行政規則に関する審判等の雑件について取り扱う。

第 88 条 決定の審査

第 1 種ソーシャル・メディア・サービスの宣言

- (1) コミッショナーが行った次に掲げる決定のいずれについても、行政不服審判所に対し、審査を申請することができる。
 - (a) 第 23 条第 5 項に基づく、ソーシャル・メディア・サービスに関する宣言を拒否する決定
 - (b) 第 25 条に基づく、ソーシャル・メディア・サービスに関する宣言を撤回する決定
- (2) 第 1 項に基づく申請は、関係する当該ソーシャル・メディア・サービスのプロバイダのみ行うことができる。

ソーシャル・メディア・サービス通告

- (3) 第 35 条に基づきコミッショナーがソーシャル・メディア・サービスのプロバイダに対して行ったソーシャル・メディア・サービス通告の発令決定について、行政不服審判所に対し、審査を申請することができる。

- (4) 第3項に基づく申請は、次に掲げる者のみが行うことができる。
- (a) 当該ソーシャル・メディア・サービスのプロバイダ
 - (b) 当該通告の対象となる書込みを投稿したエンドユーザ
- (5) コミッショナーがソーシャル・メディア・サービスのプロバイダに対して行ったソーシャル・メディア・サービスに掲載される書込みに関するソーシャル・メディア・サービス通告の発令拒否の決定について、行政不服審判所に対し、審査を申請することができる。
- (6) 第5項に基づく申請は、次に掲げる者のみが行うことができる。
- (a) 当該サービスに掲載された書込みについての第18条の苦情を申し立てた者
 - (b) 当該サービスに掲載された書込みの標的となった者又は当該者の同意を得て行う者
- エンドユーザ通告
- (7) 第42条に基づきコミッショナーが行ったエンドユーザ通告の発令決定について、行政不服審判所に対し、審査を申請することができる。

削除通告

- (8) 第44D条、第44E条又は第44F条に基づきコミッショナーが行った削除通告の発令決定について、行政不服審判所に対し、審査を申請することができる。

救済指示

- (9) 第44K条に基づきコミッショナーが行った救済指示の発令決定について、行政不服審判所に対し、審査を申請することができる。

第89条 民事訴訟からの保護

- (1) 民事訴訟は、何人に対しても、別の者により加えられたいかなる種類の損失、損害又は危害に関して、善意に基づき行われた次に掲げる行為のいずれかを理由としては提起されない。
- (a) 第18条に基づく苦情の申立て
 - (b) 第19条に基づく調査に関して、コミッショナーに対して行われた証言又は提供された文書若しくは情報
 - (c) 第19A条に基づく苦情の申立て
 - (d) 第19B条に基づく異議通告の提出
 - (e) 第19C条に基づく調査に関して、コミッショナーに対して行われた証言又は提供された文書若しくは情報
 - (f) 第19D条に基づく検討に関して、コミッショナーに対して行われた証言又は提供された文書若しくは情報
- (2) 民事訴訟手続は、何人に対しても、当該者が次に掲げる事項に従って行ったいかなることに
 に関して、提起されない。
- (a) 第29条に基づく要求
 - (b) ソーシャル・メディア・サービス通告
 - (c) エンドユーザ通告
 - (d) 削除通告

第90条 損害の責任（略）

第91条 コミッショナー等の刑事訴訟手続からの保護（略）

第92条 法執行機関への事案の付託

- (1) 次に掲げる(a)から(c)までの全てを満たす場合には、コミッショナーは、当該書込みを(d)

又は(e)に対して通知することができる。

- (a) コミッショナーに付与される職務の遂行又は権限の行使に際して、コミッショナーがソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスに掲載された特定の書込みを認識するに至ること。
- (b) コミッショナーが、当該書込みが法執行機関への付託にふさわしく十分に深刻な性質のものであることを認めること。
- (c) 当該書込みが、「1992年放送事業法」附則第5第40項又は附則第7第69項の対象とされていないこと。
- (d) オーストラリアの警察の構成員
- (e) 次に掲げる者の中で合意がある場合には、その他の者又は団体
 - (i) コミッショナー
 - (ii) コミッショナーが他の者又は団体への当該書込みの通知を認めているオーストラリアの警察の長（具体的な名称を問わない）

法執行機関への付託

- (2) 書込みが、オーストラリアの警察の構成員に対し第1項(d)に基づき通知されうる方法は、次に掲げる者との合意によって確認された方法を含むが、それに限らない。
 - (a) コミッショナー
 - (b) オーストラリアの警察の長（具体的な名称を問わない）
- (3) オーストラリアの警察の構成員は、この条に基づき特定の書込みを通知される場合には、他の法執行機関の構成員に対し、当該書込みを通知することができる。
- (4) この条は、オーストラリアの警察の構成員に対し、他の事案を付託するコミッショナーの権限を制限しない。

第93条 犯罪捜査の妨害を避けるための訴訟の延期

次に掲げる(a)から(c)までの全てを満たす場合には、コミッショナーは、その期間の終了まで、当該訴訟の提起を延期することができる。

- (a) コミッショナーに付与される職務の遂行又は権限の行使に際して、コミッショナーがソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスに掲載された特定の書込みを認識するに至ること。
- (b) この条とは別に、コミッショナーが当該書込みに関してこの法律に基づき訴訟を提起する必要があること。
- (c) オーストラリアの警察の構成員が、犯罪捜査の妨害を避けるため、当該訴訟を提起することを特定の期間の終了まで延期すべきであるとコミッショナーに認めさせること。

第94条 書込みの複製物

- (1) コミッショナーは、第19条若しくは第19C条に基づく調査を目的として、又は19D条に基づく検討を目的として、書込みの1又は複数の複製物を作成することができる。
- (2) コミッショナーは、第1項で認められることを行う場合には、著作権を侵害しない。

第95条～第104条（略）

第105条 ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスのプロバイダ

- (1) この法律の適用上、書込みへのアクセス又は伝達を可能とする通信キャリア事業だけを提

供する場合は、ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスを提供しているとはしない。

- (2) この法律の適用上、ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスに関する集金サービス又は使用料徴収サービスだけを提供する場合、ソーシャル・メディア・サービス、関連する電子サービス又は指定されたインターネット・サービスを提供しているとはしない。

第106条 使用の意味の拡張（略）

第107条 この法律の再評価等（略）

第108条 行政規則（略）

（はらだ ひさよし）